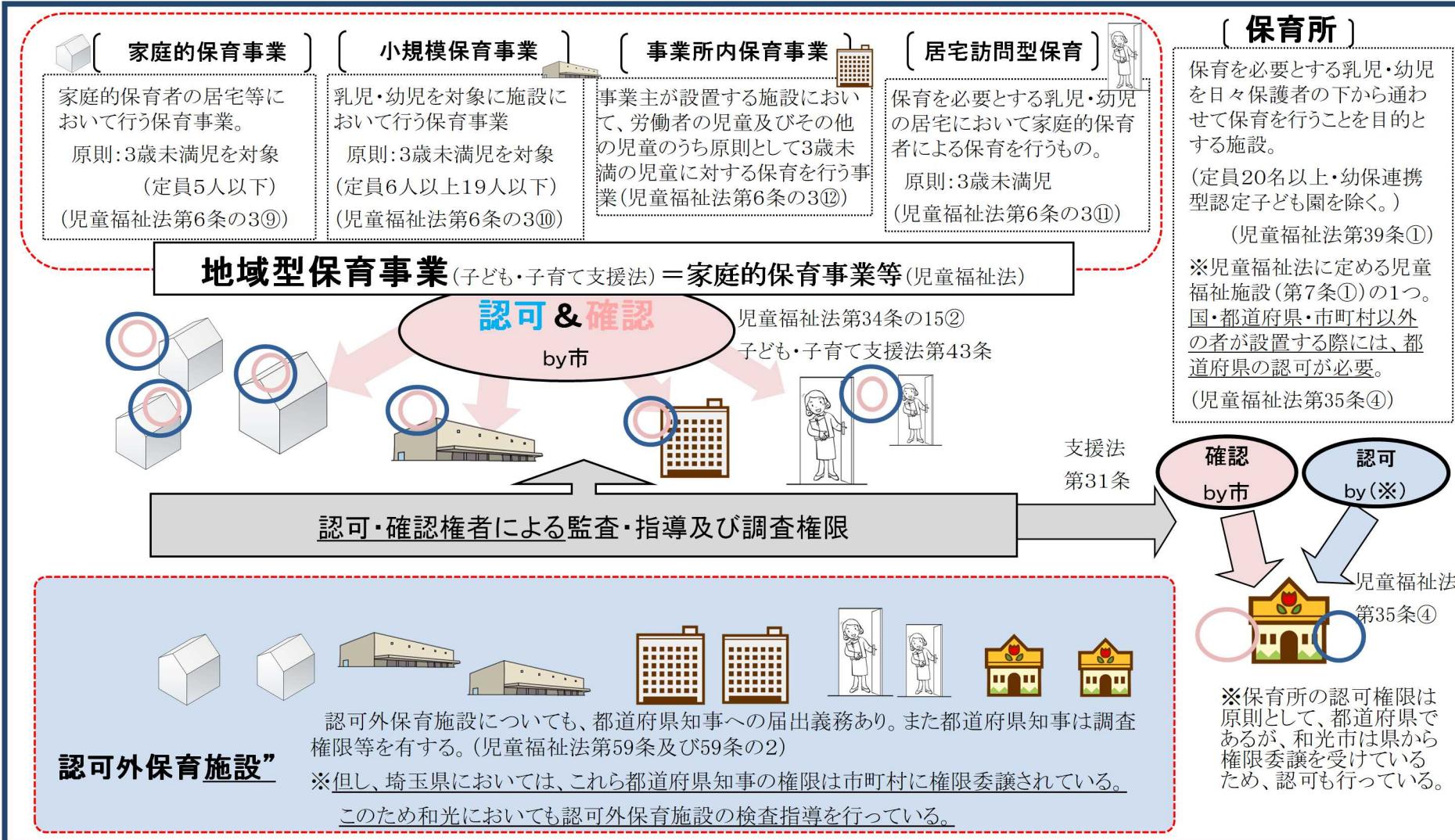


保育所の認可・確認について

保育事業と公的関与の仕組み

○保育事業を提供する民間事業者のうち、「保育所」「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型事業」に類する事業を行うものであって、児童福祉法に定める基準を満たすものは、都道府県又は市町村による認可を受けることができる。

○さらにこれら認可された事業のうちから、子ども・子育て支援制度に基づく「子どものための教育・保育給付」に係る施設(公費負担の対象施設)となるものについて、市町村が「確認」を行う。



丸山台プライムスター保育園

(和光市丸山台2-28-13)

事業者：三和エンジニアリング株式会社 代表取締役 廣田靖人

定員:80人

(1歳児16人、2歳児16人、3歳児16人、4歳児16人、5歳児16人)

認可・確認基準**確認状況****設備****(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる施設**

- ・ 乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること。
- ・ 乳児室又はほふく室の面積は幼児1人につき3.3m²以上

有(適合)1歳児 基準3.3m²×16人＝52.8m²＜申請60.06m²(適合)**(2) 満2歳以上の幼児を入所させる施設**

- ・ 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(付近の代替場所を含む)、調理室、便所を設けること。
- ・ 保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98m²以上
- ・ 屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3m²以上

有(適合)2歳児以上 基準1.98m²×64人＝126.72m²＜申請145.58m²(適合)
基準3.3m²×64人＝211.2m²＜申請 緑の公園3,308m²(適合)**(3) 保育室等を2階以上に設ける場合は、必要な要件を満たすこと。****屋外階段(適合)****職 員****(1) 施設責任者を配置しているか****施設長(専任)1人(適合)****(2) 保育士、嘱託医、調理員必置**保育士常勤10人、保育従事者6人(常勤4人、非常勤2人)、
嘱託医:西谷医院、嘱託歯科医:メリ一歯科医院、調理員3人(適合)

※調理業務委託の又は搬入の場合は、調理員不要

(3) 保育士の数1・2歳児32人/6人(6:1)+3歳児16人/20人(20:1)
+4・5歳児32人/30人(30:1)=5.3人+0.8人+1.0人
=基準7.1人＜申請10.0人

(うち常勤保育士10人、常勤換算非常勤保育士0人)(適合)

- ・0歳児 3人につき1人以上
- ・1、2歳児 6人につき1人以上
- ・3歳児 20人につき1人以上
- ・4、5歳児 30人につき1人以上

食 事**自園調理**

※一定の場合は、搬入施設からの搬入可

調理室有・調理員2人以上<3人

(うち常勤調理員3人常勤換算非常勤調理員0人)(適合)

保育の提供量に関する整備計画と実績

今回の保育所の整備により、和光市子ども・子育て支援事業計画に定める基盤整備計画の実施状況は以下のとおりとなる。

	平成29年度末			平成30年度末			令和元年度末			令和2年度末		
	小規模	保育所	合 計	小規模 + 事業所内	保育所	合 計	小規模 + 事業所内	保育所	合 計	小規模 + 事業所内	保育所 + こども園	合 計
計画値												
施設数(カ所) (定員:人)	24 (436)	18 (1478)	42 (1914)	24 (436)	19 (1628)	43 (2064)	26 (465)	20 (1718)	46 (2173)	25 (466)	21 (1717)	46 (2183)
実績(見込み)												
施設数(カ所) (定員:人)	23 (417)	18 (1487)	41 (1904)	25 (456)	18 (1547)	43 (2003)	25 (456)	19 (1627)	44 (2083)	—	—	—
計画比 (定員)	95.6 %	100.6 %	99.5 %	104.6 %	95.0 %	97.0 %	98.0 %	94.7 %	95.9 %	—	—	—